

令和 8 年度北海道中学校体育大会
第 5 4 回北海道中学校ソフトボール大会開催要項

- 1 主 催 北海道中学校体育連盟・北海道教育委員会・倶知安町教育委員会・北海道ソフトボール協会
- 2 主 管 後志中学校体育連盟・後志ソフトボール協会・倶知安町ソフトボール協会
- 3 後 援 北海道・倶知安町・北海道都市教育委員会連絡協議会
北海道町村教育委員会連合会・北海道中学校長会・後志管内小中学校長会・(公財)北海道体育協会
北海道 P T A 連合会・札幌市 P T A 協議会・北海道新聞社
- 4 会 期 令和 8 年 7 月 2 5 日 (土)、2 6 日 (日)、2 7 日 (月) 〔雨天順延予備日 2 8 日 (火)〕
- 5 会 場 監督会議 倶知安町立倶知安中学校「3 階ホール」 虻田郡倶知安町北 5 条西 2 丁目 1 番地
競技場 倶知安町営ソフトボール場「きたろくグラウンド」 虻田郡倶知安町北 6 条東 8 丁目
表彰式 倶知安町営ソフトボール場「きたろくグラウンド」 * 競技終了後
- 6 日 程

第 1 日 目	7 月 2 5 日 (土)		9:00～16:00	12:30～	14:30～	
			公開練習 ＜会場＞倶知安町営ソフトボール場 「きたろくグラウンド」	専門委員会	監督会議	
				＜会場＞ 倶知安中学校「3 階ホール」		
第 2 日 目	7 月 2 6 日 (日)	8:00～	競技 ＜会場＞倶知安町営ソフトボール場「きたろくグラウンド」			
		審判・記録員会議				
第 3 日 目	7 月 2 7 日 (月)		競技 ＜会場＞「 同 上 」			表彰式 (競技終了後)

- 7 大会開催区分 北海道中学校体育連盟に加盟もしくは登録しているチーム参加での開催とする。
(加盟および登録の方法については、北海道中学校体育連盟の規程に則る。)
- 8 参加資格
- (1) 北海道中学校体育連盟に加盟する中学校・中等教育学校・義務教育学校に在籍する生徒で、北海道中学校体育大会への出場資格を得、当該学校長及び当該地区中体連会長が出場を認めた生徒とする。
- (2) 年齢は、平成 2 3 年 4 月 2 日以降に生まれた者に限る。
- (3) 前項以外の生徒が参加を希望する場合は、令和 8 年 6 月 3 0 日までに、北海道中学校体育連盟に申し出ること。
- (4) 参加生徒の引率者及び監督は、当該学校の校長・教員・部活動指導員とする。
- (5) 外部指導者（コーチ）は校長が認めた者で北海道中学校体育連盟に登録された者とする。
- (6) 監督・引率者は、部活動の指導中の暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること。
外部指導者は校長から暴力等による指導措置が無いこと。
- (7) チームは、単一学校の生徒で編成されたものであること。但し、地区中体連会長が認めた複数校合同チームや拠点校部活動チームはその限りではない。複数校合同チームの監督・引率は出場校の校長または教員があたるものとする。なお、やむを得ない場合は代表監督・引率を認める。また、拠点校部活動については、拠点校の校長または教員が監督・引率を務めること。
- (8) 北海道中学校体育大会に学校教育法第 1 3 4 条の各種学校（第 1 条に掲げるもの以外）と地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加を認める。
- (9) 北海道中学校体育大会における参加の特例
- ◎学校教育法 134 条の各種学校在籍生徒
- ①学校教育法第 134 条の各種学校（第 1 条に掲げるもの以外）に在籍し、北海道中学校体育連盟の各地区予選会に参加を認められた生徒であること。
- ②参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。
- A 北海道中学校体育大会の参加を認める条件
- ア 北海道中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- イ 生徒の年令及び修業年限が我国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
- ウ 参加を希望する学校にあっては、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に当該校顧問教員の指導のもとに、適切に行われていること。
- B 北海道中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件
- ア 北海道中学校体育大会開催基準を守り、出場する競技の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- イ 北海道中学校体育大会参加に際しては、責任ある当該校校長又は教員が生徒を引率すること。また万一の事故発生に備え、傷害保険等に加えるなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- ウ 大会開催に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。
- ◎認定地域クラブ活動に所属する中学生
- ①「北海道中学校体育大会開催基準」を満たし、その内容の履行を了承していること。
- ②『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』（令和 7 年 12 月 22 日文部科学省）（以下、

「改訂ガイドライン」と言う。)に基づいた「認定地域クラブ活動」を実施している市区町村において、当該自治体に認定された地域クラブ活動に所属した生徒であること。

- ③改訂ガイドラインに基づいて認定された「認定地域クラブ活動」として、全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、「令和8年度 北海道中学校体育大会 地域クラブ活動の参加特例 各競技の細則について」及び「全国中学校体育大会 地域クラブ活動の参加資格の特例各競技部細則」は適用されない。
- ④認定内容の虚偽が判明するなどして、当該自治体において認定を取り消された場合、本連盟登録承認後であっても登録ならびに大会参加を認めない措置をとる。
- ⑤改訂ガイドラインに基づいた「認定地域クラブ活動」を実施している市区町村において、当該自治体に認定されていない地域クラブ活動は、参加を認めない。ただし、当該自治体における認定制度開始日から2年間を猶予期間とし、「地域クラブ活動」としての参加は認める。('令和8年度『地域クラブ活動』における北海道中学校体育連盟登録申請要項」を確認の上、申請すること。)
- ⑥学校部活動、認定地域クラブ活動及び地域クラブ活動のいずれかから、1つのみ全国中学校体育大会につながる大会に参加することができる。重複は認めない。

◎地域クラブ活動に所属する中学生

- ①地域クラブ活動に所属し、北海道中学校体育連盟の各地区予選会に参加を認められた生徒であること。
 - ②北海道中学校体育大会に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。
 - A 北海道中学校体育大会の参加を認める条件
 - ア 北海道中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致している(中学校に在籍している生徒であること)。
 - ウ 地域クラブ活動にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに適切に行われていること。
 - エ 改訂ガイドラインを遵守していること。
 - オ 当該競技を管轄する北海道競技団体もしくは地区競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で地区中学校体育連盟に登録していること。
 - カ 北海道における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
 - キ 地域クラブ活動で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
 - B 北海道中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件
 - ア 北海道中学校体育大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 北海道中学校体育大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
 - ウ 北海道中学校体育大会への参加に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
 - エ 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする(複数のチームの参加はできない)。
 - C 参加を認めない場合
 - ア 北海道中学校体育大会の参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。
 - イ 改訂ガイドラインに基づいた「認定地域クラブ活動」を実施している市区町村において、当該自治体に認定されていない地域クラブ活動は、参加を認めない。ただし、当該自治体における認定制度開始日から2年間を猶予期間とし、「地域クラブ活動」としての参加は認める。('令和8年度『地域クラブ活動』における北海道中学校体育連盟登録 申請要項」を確認の上、申請すること。)
 - ③北海道中学校ソフトボール大会の大会参加に関するソフトボール専門委員会の細則
「地域クラブ活動」は、北海道全域での選手登録が可能であることから、北海道大会からの参加とする。ただし、日本ソフトボール協会の登録に加え、北海道中体連の規程に則って登録をしていることを条件とする。
 - A 予選段階で敗退したチームの選手が別のチームで再出場することはできない。
 - B 同一大会で複数のチームの監督・コーチ・引率者等を務めることはできない。
 - C 登録規定上、北海道大会からの出場を基本とするが、管内大会からの出場については、チーム及び管内の実態に応じて、管内中学校体育連盟が決定する。
 - D 「学校部活動から移行した地域部活動」や「休日と平日の扱いが異なるチーム」等については、その事業主体・実施主体や活動状況を管内中学校体育連盟が判断し、学校部活動として扱うこともできるものとする。その場合は、構成が中体連の学校部活動の合同規程もしくは拠点校部活動の要件を満たしていることとする。
- (10) 参加者は、開催要項に掲げる個人情報の取り扱いについて了承するものとする。

9 参加チーム数

学校部活動のほか地域スポーツ団体等を含め男女各18チームとする。

ただし、参加チーム数が18チームに満たない場合は、「地域クラブ活動」の登録および予選出場チーム数の多い地区から順に大会規模拡大とならないよう、近年の大会規模に準じて割り当てる。

地域移行した地域部活動(休日のみの移行の形態も含む)については、本拠となる地区や選手構成など、その実態に応じて北海道中体連ソフトボール専門委員会の判断により学校部活動としての参加を認める。

10 チーム構成

- (1) チームの構成は、選手(スコアラーを含む)18名以内、監督1名、コーチ1名、引率責任者1名とし、ベンチ入りすることができる。
- (2) コーチは当該学校の教員とするが、外部指導者(コーチ)を置く場合は、上記記載の8(5)項に該当するものとする。
- (3) ユニフォームナンバーは、主将は10、監督は30、コーチは31または32をつけ、主将以外の選手は、10・30・31・32を除く1~99をつける。

11 競技規則

- (1) ルールは（公財）日本ソフトボール協会 2026 年度オフィシャル・ソフトボールルールに準じる。
- (2) サスペンデッドゲームを適用する。
- (3) ベースコーチは登録された選手とする。なお、一方のコーチズボックスには、ユニフォーム着用の監督・コーチが入ることができる。その際のベンチ内には必ず他の監督・コーチ・引率責任者がいる状態であること。
- (4) コーチのフィールドイングは認めるが、選手交代・打ち合わせ・抗議等の権限は認めない。
- (5) 金属製スパイク及びセラミック製スパイクは禁止する。

12 競技方法

トーナメント方式で行う。ただし、3 位決定戦は行わない。

13 使用球

使用球はナガセケンコー製ゴムボール検定 12inch 球とする。なお、試合球は主催者側で用意する。

14 組み合わせ抽選

令和 8 年 7 月 9 日（木）13:00 より、開催地事務局（倶知安町立倶知安中学校）において、専門委員長立ち会いのもと、公開抽選を行う。

15 大会参加料 1 チーム 40,000 円

16 表彰

入賞は 3 位までとする。3 位までの入賞者全員にメダルを授与する。また 1 位チームに優勝旗を授与する。（持ち回り）

17 大会参加申込

- (1) ①申し込みは、エクセル書式【様式 1】「参加申込書」を入力し、同時に作成される【様式 3】「プログラム原稿」を下記 e-mail 宛てに送信すること。その後、【書式 1】を出力し、公印捺印の上申込先まで郵送すること。
合同部活動チームは、【様式 2】も同様に e-mail 送信し、構成される全校の公印捺印の上併せて郵送すること。
②「大会参加料」は、下記振込先に振込みすること。
- (2) 申込期限 令和 8 年 7 月 6 日（月）15:00 必着

(3) 申込先 〒 044-0055
虻田郡倶知安町北 5 条西 2 丁目 1 番地 倶知安町立倶知安中学校
Tel 0136-22-0192 FAX 0136-22-0193
e-mail : zendo.softball.kutchan@gmail.com

(3) 参加料振込先

北海道信用金庫（金融機関コード 1001） 倶知安支店
（店番号）104 口座番号（普通）4356459
北海道中学校ソフトボール大会 実行委員長 佐々木 淳
（ホッカイドウチュウガッコウソフトボールタイカイ ジッコウイインチ
ョウ ササキ アツシ）

18 宿泊 幹旋とする。ただし、希望の宿泊地や金額にならないこともある。（有）ライフマート第一ツーリストが取り扱う。

19 全国大会への参加

- (1) 本大会で優勝の男子 1 チームと、優勝・準優勝の女子 2 チームは北海道代表として全国大会への出場が認められる。
（選手登録は北海道大会と同じであること。）
- (2) 宿泊については、宿泊要項において実行委員会より提示されている宿泊を必ず使用すること。
- (3) 開催地 岡山県倉敷市 令和 8 年 8 月 21 日（金）～ 8 月 24 日（月）

20 個人情報の取り扱い

- (1) 大会参加者の氏名・所属・学年および大会成績は、プログラム、掲示板、ホームページ及び記録集「闘志と栄光の軌跡」へ掲載のために利用する。
- (2) 選手の写真は、記録集「闘志と栄光の軌跡」へ掲載するために利用する。
- (3) 選手の生年月日は、年齢を確認するために利用する。
- (4) 引率者または監督の連絡先は、大会運営のため、緊急を要する場合に利用する。

21 その他

- (1) 監督は監督会議に必ず出席すること。ただし、外部指導者（コーチ）は監督会議に出席することはできない。
- (2) 監督会議に出席する際は、ユニフォームを着用すること。
- (3) 選手の変更、追加及びユニフォームナンバーの変更は認められない。
- (4) 大会期間中の負傷・疾病に関しては、応急処置のみ行う。独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めを適用する。